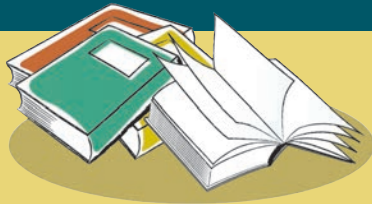


開発危険の抗弁

朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している



「開発危険の抗弁」の原点

製造物責任法4条1号は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学^{また}又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」をもって同法に基づく製造物責任の免責事由とする「開発危険の抗弁」を定めています。開発危険の抗弁は、1985年に採択された製造物責任に関するEC指令(現・EU指令。以下同じ)*1 7条(e)号における導入に始まりますが、同指令は、国内法によって同抗弁を否定することを加盟国に許容する旨のオプション条項*2(同指令15条1項(b)号)を定めています。そして、現在、加盟国27カ国のうち、国内法において開発危険の抗弁を規定していないのは、ルクセンブルクおよびフィンランドの2カ国のみであり、そのほかドイツ、フランス、スペインの3カ国において、医薬品など一部の製品について同抗弁の適用が否定されています*3。

EU指令7条(e)号は、開発危険の抗弁による免責の基準として「製造物を流通に置いた時点の科学的及び技術的知見の水準(the state of scientific and technical knowledge at the

time when he put the product into circulation)」によって欠陥の存在を明らかにすることが不可能であったことを規定しています。ここにいう「科学的及び技術的知見の水準」について、EC司法裁判所は、「製造物が流通に置かれた時点における最先端の水準にある科学的及び技術的知見を含むそれら知見の観客的状态」であり、「製造物が流通に置かれた時点においてアクセス可能な知識」をいうものとする見解*4を示しています。

EC指令の採択から35年余りが経過した現在、EU加盟国において、開発危険の抗弁に基づく製造物責任の免責が認められた事例は、HIVウイルスに汚染された血液に関するオランダにおけるアムステルダム地裁判決*5および顎骨の壊死を引き起こした骨粗鬆症治療薬に関するイタリアにおけるサッサリ地裁判決*6の2例にとどまっており、同抗弁の適用基準となる科学的および技術的知見の水準については、極めて高度なものと解されています。

裁判例にみる開発危険の抗弁

一方、日本においては、開発危険の抗弁に基づく免責の基準となる具体的な科学技術の知見

*1 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC))」

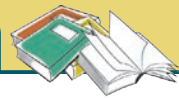
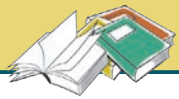
*2 製造物責任に関するEC指令7条(e)号について、EC理事会(現・EU理事会)は、EC委員会の報告に基づいて同指令7条(e)号の存廃について検討するものとされているが(同指令15条3項)、これまでにそのような検討はなされていない。なお、同指令の採択過程における開発危険の抗弁をめぐる議論については、朝見行弘「検証・製造物責任法の課題(1) - 「開発危険の抗弁」は維持されるべきか?」『久留米大学法学』70号52-64ページ参照

*3 消費者庁消費者安全課編『逐条解説 製造物責任法(第2版)』(商事法務、2018年)258ページ参照。ドイツでは薬事法により医薬品につき開発危険の抗弁が否定され(同法84条)、フランスでは民法により「人の身体組織または人の身体から製造された製造物」が(同法1386条の12)、またスペインでは製造物責任法により「人による消費が意図された医薬品、食物または食品製造物」が(同法6条3項)、それぞれ開発危険の抗弁の適用除外とされている

*4 Commission of the European Communities v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. [1997] AER (EC) 481

*5 Rb. Amsterdam 3 February 1999(NJ, 1999 621)

*6 Trib.Sassari, sez. Civ., sentenza 12 luglio 2012, Il Caso.it, Sez. Giurisprudenza, 7774 - pubbl. 12/09/2012



については、裁判所の判断に委ねられています。第14次国民生活審議会の答申^{*7}においては、「個々の製造者等の水準や業界の平均的な水準を基準とするべきではなく、製品の『規範的』製造者からみて入手可能な最高の科学・技術知識の水準とすべき」とされ、製造物責任法案の国会審議においては、客観的に社会に存在する知識の総体としての「入手可能な最高の科学または技術の水準」をいうものとする政府答弁^{*8}がなされていました。

^{かっぱう}割烹料亭において提供されたイシガキダイ料理によって食中毒が生じた事例における第一審判決^{*9}は、製造物責任法4条1号の規定する「科学又は技術に関する知見」とは、「科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識のすべてをいい、それは、特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされる」として、イシガキダイ料理を提供した当時において、入手可能な最高の科学技術の水準をもってしても、そのイシガキダイに食中毒の原因となったシガテラ毒素が含まれるという欠陥があったことを認識することはできなかったとの証明はなく、既存の文献調査によって判明するような事項について開発危険の抗弁を認める余地はないものと判示しており、その控訴審判決^{*10}も、「製造物責任法のいう開発危険の抗弁の要件は、欠陥の認識不可能性とどまり、その危険排除の不可能性を要求しているわ

けではない」として第一審判決を維持しています。

健康食品である「あまめしば」の粉末の摂取によって呼吸器機能障害が生じたとされる事例について、第一審判決^{*11}は、「『科学又は技術に関する知見』とは、製造物をその製造業者等が引き渡した当時において、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識の^{すべ}全てをいう」としたうえで、原告が当該健康食品を最初に購入した時点以前における知見は、その欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識であったということが出来るものとされ、控訴審判決^{*12}においても維持されています。

そして、次の4つの事例では、①気管切開チューブと呼吸回路機器の接続箇所^{へいそく}に閉塞が生じ、患者である乳児が死亡した事例^{*13}において、同一のメカニズムによる事故が複数発生しており、気管切開チューブを納入した当時における科学又は知見によってその欠陥を認識することができなかったことの証明はなされていない②玩具の入った直径40mmのカプセルを誤飲した2歳の幼児が窒息状態となり低酸素脳症による後遺障害が残った事例^{*14}においては、直径39mm以下のものは誤飲、窒息事故を引き起こすおそれがあることは広く知られた事実となっていること、3歳未満の男児の最大開口量が40mmを超え得ることは容易に想定できたことなど、カプセルを製造業者が引き渡した時における科学または技術の知見によれば、その設計上の欠陥を認識できなかったとは認められない③ピアノ用防虫防錆剤がピアノ内部におい

*7 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(II)』(大蔵省印刷局、1994年)15ページ

*8 第129回国会衆議院商工委員会会議録5号11ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、同会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、第129回国会参議院商工委員会会議録9号23ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)

*9 東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1815号14ページ

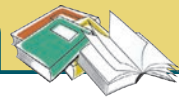
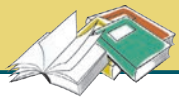
*10 東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン 2005WLJPCA01266013、LEX/DB 文献番号 28101913

*11 名古屋地裁平成19年11月30日判決『判例時報』2001号69ページ

*12 名古屋高裁平成21年2月26日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/612/037612_hanrei.pdf

*13 東京地裁平成15年3月20日判決『判例時報』1864号62ページ

*14 鹿児島地裁平成20年5月20日判決『判例時報』2015号116ページ



て液化し、ピアノが汚損された事例^{*15}において、防虫防錆剤が空気中の水分を吸い、溶けて液化することは、防虫防錆剤が引き渡された時点における科学技術水準では知悉し得ない事実であるとは認められない④フェノール類の付着した輸入塩蔵マッシュルームを原料として製造されたマッシュルームスライス等の製品からクロロフェノール類が検出された事例^{*16}においては、塩蔵マッシュルームに異臭原因となるクロロフェノール類を生成する前駆物質であるフェノールが含まれるとの欠陥があったことを認識することができなかつたとはいえないとして、いずれも「開発危険の抗弁」の適用が否定されています。

さらに、茶のしずく石鹼コムギアレルギー訴訟^{*17}においても、製造物責任法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、「製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受け得る程度に確立された知識の総体、すなわち、入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総体をいう」^{*18}ものとされています。

「科学又は技術に関する知見」

このように、裁判例において、製造物責任法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」が、「入手可能な最高水準における科学又は技術に関する知識の総体」を意味するものであることは確立されたものといえることができます。ここで「知識の総体」というのは、社会に存在する欠陥についての直接的な知見のみならず、情報、見解、意見、報告、調査結果、データ、実態、経験といった社会に存在する総体としての知識に基づ

いて製造物に内在するリスクを認識することが可能である限り、欠陥についての「知見」が存在するものとして、「開発危険の抗弁」に基づく免責を認めることができないことを意味しています。

この知識の総体としての知見については、製造物責任法案の国会審議において、「確立された学術知識等を前提にするものと解されますので、特定の一学者だけが危険性を認識していたような場合に、直ちに開発危険の抗弁が認められなくなるものとも解されません」とする政府答弁^{*19}がなされています。そして、茶のしずく石鹼コムギアレルギー京都訴訟判決^{*20}は、「知見は、社会的に存在した知識の総体であることが必要であるが、そのような考え方、知識に対して学問的に異論が提起されていないとか、そのような考え方、知識の詳細が科学的に証明されたものであることまでは必要でなく、しかし、知識、経験、実験等によって裏付けられ、特定の科学、技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である」と述べており、同東京訴訟判決^{*21}においても、「この知見は、その詳細が科学的に異論なく証明される程度に確立したものであることや、特定の科学・技術の分野で通説となっていることまで必要とするものではないが、知識等によって裏付けられ、特定の科学・技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である」とされています。

EC司法裁判所によれば、EC指令7条(e)号における「当該製造業者が製造物を流通に置いた時点の科学的及び技術的知見の水準」とは、「最先端の水準にある科学的及び技術的知見を含むそれら知見の客観的状态」であって、「問題と

*15 東京地裁平成16年3月23日判決『判例時報』1908号143ページ

*16 東京地裁平成25年12月5日判決『判例時報』2215号103ページ

*17 ウェブ版『国民生活』2021年12月号35ページ(コラム1)参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf

*18 福岡高裁令和2年6月25日判決 ウェストロー・ジャパン 2020WLJPCA06256015(福岡訴訟控訴審)

同旨、福岡地裁平成30年7月18日判決『判例時報』2418号38ページ(福岡訴訟第一審)、

京都地裁平成30年2月20日判決 裁判所ウェブサイト

東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト

大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/763/087763_hanrei.pdf (京都訴訟)、

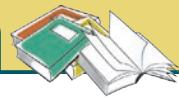
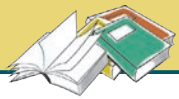
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf (東京訴訟)、

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf (大阪訴訟)

*19 第129回国会衆議院商工委員会会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聴政府委員)(前掲*8)

*20 京都地裁平成30年2月20日判決(前掲*18)

*21 東京地裁平成30年6月22日判決(前掲*18)



なっている製造物が流通に置かれた時点においてアクセス可能であった知見」をいうものとされ、中国東北部の研究者による中国語の研究報告が当該地域以外では入手することのできない地元の科学雑誌に掲載された場合において、ヨーロッパの製造業者はこのような知見についてアクセス可能性を有していないとする「満州の例外(Manchuria exception)」*²²が示されています。また、製造物責任法案をめぐる国会審議においても、「開発危険の抗弁」は、「入手可能な最高の科学または技術の水準」における知見をもって、その判断基準とすべきであるという政府答弁*²³が繰り返されており、知見については、その入手可能性が要件とされています。

「開発危険の抗弁」の必要性

開発危険の抗弁は、「従来の不法行為責任における過失要件に替えて、製造物の欠陥を当該製造物の製造業者等の責任の要件とし、過失がなかったとしても当該製造業者等が責任を負い得るようになったことにより、技術開発や新製品の開発の意欲が削がれ、ひいては、消費者を含む国民全体の利益が損なわれるという事態を防ぐために、一定の範囲での免責を認めるもの」*²⁴であり、製造物責任法の責任原則である無過失責任の考え方とは相いれない関係にあるものといわなければなりません。

製造物責任法の立法化に当たって開発危険の抗弁の導入に反対する立場からは、その免責基準となる「科学又は技術に関する知見」について、過失責任原則における予見可能性と同等あるいはそれを下回る水準として解釈されることが強く危惧されていました。しかし、開発危険の抗弁に基づく免責が認められるためには、「入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総

体」という極めて高度な水準の知見によっても欠陥の存在を認識することができなかった場合に限られるとする考え方が裁判例上確立し、開発危険の抗弁の適用を認めた裁判例がみられないことから、無過失責任に基づく事業者の製造物責任が過失責任の水準と同等あるいはそれを下回るものと解される余地はなくなったものといえてよいでしょう。

また、茶のしずく石鹸コムギアレルギー訴訟において、被告である原材料製造業者が、欠陥の判断要素として引渡時の科学・技術水準を考慮すべきであると主張したのに対し、同東京訴訟判決*²⁵は、「製造物責任法は、開発危険の抗弁(4条1号)として、製造業者等が、引渡しにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物に欠陥があることを認識することができなかったことを証明したときは、免責される旨を定めているが、欠陥の判断において損害発生^その認識可能性がないことが考慮されるとすると、認識可能性の考慮をしても欠陥を否定できないような事案について、開発危険の抗弁の判断では欠陥の認識可能性がないとして抗弁を認めることは容易に想定できず、結局のところ、開発危険の抗弁が機能する場面は考えにくい」として、開発危険の抗弁が規定されたことをもって損害発生^その認識可能性を欠陥の判断要素として考慮することができないことの根拠の1つとして指摘しています。

このような状況を踏まえるならば、製造物責任法を改正することによって開発危険の抗弁を削除する必要性は少なく、むしろ開発危険の抗弁に基づく免責基準としての「科学又は技術に関する知見」の水準を高度なレベルに維持するよう図ることが適切であるということができません。

*²² Commission of the European Communities v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. (supra *⁴)

*²³ 第129回国会衆議院商工委員会会議録5号11ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、同会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、第129回国会参議院商工委員会会議録9号23ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)(前掲*⁸)

*²⁴ 福岡高裁令和2年6月25日判決(前掲*¹⁸)

*²⁵ 東京地裁平成30年6月22日判決(前掲*¹⁸)